

## 玉野地域クラブ活動指導者人材バンク設置要綱

令和8年2月1日

玉野市教育委員会告示第1号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、玉野市の地域クラブ活動における指導の担い手の確保を図るため、部活動の実技に精通し、安全な指導ができる人材を登録する「玉野地域クラブ活動指導者人材バンク」（以下「人材バンク」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (登録の要件)

第2条 人材バンクに登録する者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

(1) 登録を申請する年度の4月1日において18歳以上の者(ただし、高等学校に在学する者又は高等専門学校に在学する者の中第1学年から第3学年までの者を除く。)

(2) 次のアからケまでのいずれかを満たす者

ア 教員免許を授与された経験があり、該当種目の部活動の指導実績または競技経験がある者

イ プロスポーツまたは実業団で競技経験もしくは指導経験がある者

ウ 文化団体等に所属し、指導実績または活動実績がある者

エ 公益財団法人日本スポーツ協会等の中央競技団体が認定する指導者資格を有する者（取得見込みを含む。）

オ 文化団体等が認定する指導者資格や許状等を有する者（取得見込みを含む。）

カ 中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、大学、大学院、高等専門学校または専門学校で、指導しようとする種目の指導経験または競技経験がある者

キ 大学、大学院、高等専門学校または専門学校に在籍しており、当該種目の経験があり、出身学校、専門学校、大学の関係者等から指導者として適格であると推薦がある者

ク 玉野市スポーツ協会または玉野市の各種文化芸術団体、玉野市立中学校の校長のいずれかから推薦がある者

ケ 指導する種目に関する専門的な知識・技能を有し、玉野地域クラブ活動の方針に沿って活動できる者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に該当する者は、人材バンクに登録する

ことができない。

- (1) 過去の指導において、体罰、ハラスメント等、指導者として不適格と認められる事項がある者
- (2) 地方公務員法第16条および学校教育法第9条の各号に該当する、又は、過去に該当したことがある者
- (3) その他教育委員会が地域クラブ活動の指導者として不適格であると認める者(登録の期間)

第3条 人材バンクの登録期間は、登録をした日が属する年度から起算して5年を経過した年度の3月31日までとする。

(登録の申込及び更新)

第4条 人材バンクへの登録を希望する者は、所定の玉野地域クラブ活動指導者人材バンク登録申請書（以下「登録申請書」という。）に、必要書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- 2 登録の更新を希望する者は、登録期間満了1か月前までに登録申請書に、必要書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、前2項の登録申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、人材バンクへの登録を決定したときは、所定の玉野地域クラブ活動指導者人材バンク登録通知書により、申請者に通知するものとする。

(登録の変更及び取消)

第5条 人材バンクに登録された者（以下「登録者」という。）は、登録内容に変更が生じたとき、又は登録を取り消そうとするときは、速やかに所定の玉野地域クラブ活動指導者人材バンク登録内容変更・取消届（以下「変更・取消届」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

(登録の削除)

第6条 教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録者名簿から登録者の情報を削除するものとする。

- (1) 前条の規定により、登録者から変更・取消届の提出があったとき。
  - (2) 長期間（概ね1年間以上）にわたり登録者と連絡が取れないとき。
  - (3) 登録期間を満了したとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が登録者として不適格と認めたとき。
- 2 教育委員会は、前項の規定により登録の削除をするときは、所定の玉野地域クラブ活動指導者人材バンク登録削除通知書により通知するものとする。
- (留意事項)

第7条 人材バンクは、登録者に対し職の斡旋、紹介を行わない。

(守秘義務)

第8条 登録者は、玉野地域クラブ活動指導者として活動する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。その登録を削除した後も同様とする。

(個人情報の保護)

第9条 人材バンクにおける個人情報の取扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び玉野市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第23号）に定めるところによる。

(庶務)

第10条 人材バンクに関する庶務は、教育委員会社会教育課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会において協議し、別に定める。

## 附 則

この告示は、告示日から施行する。